

改正

令和2年3月27日告示第35号

令和3年10月15日告示第109号

庄原市創業サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で創業又は第二創業する中小企業者等に対し、予算の範囲内で庄原市創業サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付し、市内での創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 新しく事業を始めること。
- (2) 第二創業 既に事業を営んでいる事業者及びその後継者等が、業態転換又は既に営んでいる事業と異なる事業を始めること。
- (3) 中小企業者等 別表に掲げる日本標準産業分類に示す業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。）を営もうとする者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの
 - イ 市内に住所を有する者で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの
- (4) 店舗等 事業者が商品の販売及びサービスの提供を行う建物
- (5) 市内店舗等設置事業者 申請日において、市内に本店を有する法人又は市に納税申告をしている個人事業主で、店舗等の新設又は改装工事を請け負うもの

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 店舗等設置費補助事業 創業又は第二創業する際に必要な店舗等の取得、新設又は改装に係

る費用を補助する事業（改装する部分を倉庫及び住居として使用する場合を除く。）

(2) 店舗等借上料補助事業 創業又は第二創業をする際に必要な店舗等の借上料を、2年間を限度に補助する事業（借上げた店舗等が本人又は親族（2親等以内の血族をいう。）の所有である場合を除く。）

(3) 市場調査費補助事業 国の補助金等を受けるために作成する事業計画に係る市場調査費を補助する事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内で創業又は第二創業するために補助対象事業を行う中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

(1) 同一の事業に対して、国、県、その他の機関から同様の補助金を受けている者

(2) 市税を滞納している者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

3 補助金の交付は、同一の補助対象事業につき、1回限りとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 店舗等設置費補助事業

ア 店舗等の取得又は市内店舗等設置事業者による店舗等の新設に係る経費

イ 市内店舗等設置事業者へ請け負わせる店舗等の改装（天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工事を主なものとするもの）に係る経費

ウ 店舗等と一体となって使用する厨房設備又は冷暖房設備の設置に係る経費

(2) 店舗等借上料補助事業 店舗等の借上料

(3) 市場調査費補助事業 市場調査の外部委託に係る経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(1) 店舗等設置費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額とし、店舗等の改装のみの場合は

100万円を、店舗等を取得又は新設する場合は200万円をそれぞれ限度とする。

(2) 店舗等借上料補助事業 補助対象経費の2分の1以内の額とし、月額4万円を限度とする。

(3) 市場調査費補助事業 補助対象経費の3分の1以内の額をとし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市創業サポート補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に定める申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは庄原市創業サポート補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは庄原市創業サポート補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(審査会)

第9条 補助金交付の適正及び公平を期すため、補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置し、前条に定める審査を行うものとする。

2 審査会の設置については、市長が別に定める。

3 審査会は、申請事業に関し、指導及び助言を行うことができる。

(届出等の義務)

第10条 第8条に定める交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）のうち、店舗等設置費補助事業を行う者は、事業着手と同時に事業着手届（様式第6号）を、事業完成と同時に事業完成届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等)

第11条 補助事業者は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、庄原市創業サポート補助金計画変更承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

（1） 補助対象事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更

（2） 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の変更

（3） 補助金交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、庄原市創業サポート補助金計画変更承認通知書（様式第9号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、庄原市創業サポート補助金事業中止等（廃止）申請書（様式第10号）により市長の承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市創業サポート補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書

（2） 収支決算書（様式第12号）

（3） その他市長が必要と認める書類

（店舗等借上料補助事業の補助金の交付）

第13条 店舗等借上料補助事業における補助金の交付は、事業開始から12月経過後及び事業完了後とする。

2 前条の規定にかかわらず、12月経過後の交付を受ける者は前条の実績報告を事業開始から13月経過以内に、事業完了後の場合は事業完了から1月以内に行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前2条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付

決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市創業サポート補助金交付確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市創業サポート補助金交付請求書（様式第14号）により市長に請求しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告があったときは、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

（状況報告）

第16条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度から5年間、補助事業にかかる事業の経営状況について、庄原市創業サポート補助金事業状況報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和5年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月27日告示第35号）

この告示は、令和2年3月28日から施行する。

附 則（令和3年10月15日告示第109号）

この告示は、令和3年10月16日から施行する。

別表（第2条関係）

大分類	中分類	小分類
-----	-----	-----

卸売業、小売業	全業種	全業種
宿泊業、飲食サービス業	全業種	全業種
生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全業種
	79 その他生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業
	80 娯楽業	全業種
教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業
医療・福祉業	83 医療業	全業種

様式（省略）